

第十九回国会 法務委員会 外国人の出入国に関する小委員会 議 録 第四号

昭和二十九年九月二日(木曜日)

午前十一時九分開議

出席小委員

小委員長 花村 四郎君

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

林 信雄君 神近 市子君

辻 文雄君

小委員外の出席者

法務事務官(入

国管理局長) 内田 藤雄君

法務事務官(入

国管理局長) 武野 義治君

法務事務官(入

国管理局長) 高杉 登君

法務事務官(入

国管理局長) 中村 正夫君

法務事務官(入

国管理局長) 豊島 中君

法務事務官(入

国管理局長) 村 教三君

法務事務官(入

国管理局長) 小 貞一君

九月二日

辻文雄君七月二十七日委員辞任につき、委員長の指名で小委員に補欠選任された。

本日の会議に付した事件
外国人の出入国に関する件

○花村委員長 これより法務委員会外
国人の出入国に関する小委員会を開会
いたします。

本日御出席の入国管理局の方は、入
国管理局長内田藤雄君、総務課長武

野義治君、審判課長高杉登君、警備課
長中村正夫君、登録課長豊島中君であ
ります。

この際内田入国管理局長より発言を
求められておりますからこれを許しま
す。内田入国管理局長。

○内田説明員 私先月の十七日付をも
ちまして、入国管理局長に就任いたし
ました内田藤雄でございます。一属僚
にすぎませんので、ただ政府の方針に
従つてわれわれの任務を忠実に果た
してございまして、それに目下就任早々
でございますので、私自身がせつたく
勉強中というわけでございまして、皆
様の御指導、御後援によりましてわれ
われの任務の達成にあやまちなきを期
したいと考えております。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○花村委員長 次に辻文雄君より発言
の通告がありまますからこれを許しま
す。辻文雄君

○辻(文)委員 時間を節約する必要も
ありますし、単刀直入に簡単ですけれ
ども率直にお伺い申し上げますが、去
る七月十四日に当小委員会は全会一致
でもつて別紙の通り、ということとはこ
れから御質問申し上げることですが、
外国人の不法入国者の取扱ひについて
決議いたしましたのが、その決議事項の
中でも在留許可の緩和の基準と保証関
係などについてお伺いしたいと存じま
す。

率直に申し上げますが、私の経験か
ら具体的に申し上げますと時間がかり

ますので、御質問の過程において必要
があれば申し上げることにいたします
が、第一に今日まで私が小委員会に出
席いたしまして受けました印象から、
と同時に私は長崎県の方ですが、大村
収容所その他の問題を調べたりいたし
ました結果、こういう者は出してもし
ないんじゃないかと、こういう者は収
容しなくてもいいんじゃないかと、
われわれの常識から考えた場合は思わ
れるようなことがありますが、けれども、
御当局ではそういう場合にどういふ審
査をしてどういふ基準でやつておられ
るかばかり私どもにはつかめない場
合が非常に多かつたということござ
います。そこで現行の三審制というよ
うなものは一応私どもが具体的ににつ
きつかむことができない、何という
のですか、微妙なものがあると思いま
すので、さようなことをはつきりとひ
とつ御説明願ひたい。

第二に、審判会議の模様は探点でやつ
ておいでになるようです。たとえば何
才以下はどうであるとか、あるいは何
年の人はどうだとか十分にそういう検
討をなすつておられると私は思います
が、さような探点の基準をどういふと
ころに置いておられるかというような
ことをはつきり指示して教えていただ
きたい、こういうふう存じます。ま
だあとに残つておりますけれども、逐
次申し上げないと混同いたすおそれ
がありますので、まずその二点をせひお
伺いいたします。お答え願ひ方はいず
れの方でもけっこうでございます。

○内田説明員 決議の問題でございま
すが、こういう決議がなされたという
ことは私も聞いておりました。し
かしはなほ足りくつぽいことを申す
ようでございますけれども、法務省の
方へまだ正式に御照会をいたしてい
ないというふうなことでございま
し、今日まだこれに對して的確な御意
見を申し上げるまでの準備をいたして
おりません。しかしいづれあとでお話
が出るかと思ひますが、われわれ自身
がどういふ基準でやつておられるとい
うことにつきましては、御説明申し上げ
る機会があるかと存じます。その第二
の点の探点云々ということでございます
が、そういうことをやつておつた時
代もあるようでございますが、現在は
やつておりませんということだけをお
答え申し上げます。

○辻(文)委員 そういたしますと、今
まで伺つたようなことは同じで、
私どもからすると何ら内容をのぞけな
い。非常に抽象的な推察以外にはでき
ない。実例をちよつと申し上げると、
私の土地なんかではたとえば新局長は
まだそういうことをおわかりになつて
おられぬかもしれませぬけれども、むろ
んこれは密入国者でありますから、み
ずから逮捕されないうちに自首をして
つた。そういうことで特殊の職能を持
つておつて、遊んでおらずに、それら
が外国人の洗濯業をやつておられると
で働く。その場合に語学とかあるいは
外交の手腕というふうなものが、御存
じのよう華僑なんか、なか／＼うま

いものですから、日本人がやつてはと
れないものをそれらが行けば、とれると
いうことで直接外貨獲得というふうな
ものを年間想像以上の「数字などは
書いて出してありますから申し上げま
せんが、そういうことでやつておつた。
現実には何らの違反というふうなもの
をやつておられぬ。しかも一つの組合の
ようなことになつており、そうして向
うの人たちが団体的にそれをちやんと
見守つて悪さをさせないようにやつて
おる。けれどもその中でちよつとでも
悪い人があればむしろそういう人は進
んで収容してもらふというふうなこと
が、一、二あつたことを私は知つてお
ります。こういう場合に私どもの常識
の判断からいたしますと、むろん密入
国ということに對しては、これは法令
がありますので、当然その法令によつ
て皆さんが取扱ひなければならぬとは
思ひますけれども、たとえばそれが憲
法の三十一條というふうなものを私が
今さらここで三十一條はどんなものか
ということは申し上げなくてもいいと
思ひますけれども、たとえば「何人
も、法律の定める手続によらなければ、
その生命若しくは自由を奪はれ、
又はその他の刑罰を科せられない。」
こういうことがある。また出入国管理
令の二十四條では正規の手続をふまず
本邦に入国した者とか旅券の在留期間
が経過した者とかあるいは貧困者とか
あるいは売淫行為をしたとかあるいは
それに携わるとかあるいはまた精神病
者とかいう場合に、出入国管理令で、

法律の定める手続によらなければということには合致するあるいはそれでやつてもよろしい、こういうことを考えますけれども、たとえば私もアメリカ一辺倒の外交政策というようになことを考えずに、今後——あるいは共產主義とかいうようなものは別問題でありまして、私どもは思想上では大いに考えなければならぬことがあるけれども、今日の経済の上から申し上げても、どうしても貿易ぐらひはお互いにもつと広汎に、東南アジア初め、でき得れば中ソとでもやらなければならぬというくらいな考え方を持っております。そういうお互いの外交のときに、私が前述いたしましたような姿で働いておる、またそれ以外に日本人に害毒を流さない、こういうような人たちに對して、その場合に先ほど申し上げるような、自由を奪われることがどんなになるかというのを深く思索してみると、やはり考えてみなければならぬところがあるんじゃないか、こういうふう

に考えられるので、私はでき得べくんばと申し上げるけれども、少くとも私も最高立法機関の一人だということになりますと、あなた方がさような場合にどういふものを収容するとか、どういふものはまず収容せずにおいてよろしいとか、あるいは永久に許可をしないと、こういうようなことを私どもがはつきり知っております。もしもそういう人たちが私どもに陳情に参りましたりなんかしましたときに、われわれが今申し上げたような気持の上でそれをどうするということではできません。従つてその場合に、私どももこれならできるとかこれならやつてやれないとか、最初からそこをはつきりして

受け付けるべきだというような感じを深く持たますから、でき得れば私どもには——まず私どもを尊重してくださいといはるわけではありませんが、そういう意味でも、御当局はどういうことでそれをやつておられるかというの、抽象的じやなしに、はつきり具体的にお示し願ひたい。こういうことで申し上げたのですから、局長が新しくしておわかりにならぬというとはなはだ失礼な話ですけれども、先ほどのごあいさつのこともございましたので、たとえば担当の課長の方からでもけっこうでございますし、もし局長がその程度はと思われるなら、率直に御答弁を願ひたい。

○内田説明員 私でまだ不十分でございます。いましたならば、長くそういう關係に携つておられます中村警備課長にでもあとで補充していただくことにしまして、今まではほとんど傍聴的な立場でございまして、議論を通じて私自身が大体こんな感じをしております。はなはだ素朴な常識論から始めまして恐縮でございますが、一応今の日本といたしまして、人口問題とかいろいろな考慮から、外国人を移住させることを歓迎すべき立場にはないということが、ごく平凡な常識として一つございまして、それから御承知のごとく国際間における入国等につきましては、国際的にイスタブリッシュされた旅券並びに査証の供与という制度が国際的に確立されておりますことは御承知の通りであります。従いまして、原則としてはそういう成規の手続によつたものでなければ、入国はお断りしたというのが大原則であると存じま

す。しかしながらここで当然考えなければならぬことは、朝鮮とか台湾といふのは従来日本の領土であつたし、朝鮮人、台湾人といふのは日本人として日本に長く居住しておつた、しかもその際に、日本に居住するに至つた理由等が、日本自体がむしろ責任を負わなければならぬ場合も多々あることは、われ／＼も十分承知しております。従いましてこれらを國際關係の變化に伴ひまして、ただちにほかの外人と同等に取扱うというやうなことはどうていなし得べきことではないと考へております。従いまして長く日本に居留しておる者に対しては、その事實を十分われ／＼は尊重しなければならぬ。これはやはり國際的な角度から考へるべきだと思ひますし、また人道的に考へましても當然のことだと考へております。ただ先ほどお話の出ましたやうに、新しいやういつた人との連関なしに行われました不法入国者といふものは、やはり先ほどの原則にもどるやうなかつこうで、できれば帰つてもらいたいといふことになるわけでございます。但しその場合に、しからば不法入国した者であるならば、ことに新しく不法入国した者ならば、全部を全部返すか、こゝまた反對の御質問を受けますと、不法入国者であつても、その後の關係が非常に長くて、これを何年で切るかとかなんといふことはちよつと申し上げにくいのでございますが、ともかくこちらに生活の根拠があつて、たとえば日本の婦人と結婚して子供ができておるとか、その辺の考慮すべき要素はいろいろあると存じます。とにかく生活の本拠がこちらに移つてしまつておる。これをいま

さら妻と切り離して本人だけを帰すといふことは、とにかく人道に忍びないといふ場合には、またそつちの方の考慮からこれの在留を許しておるといふ例もあると思ひます。そこでなるべく具体的に御説明申し上げたいのでございますが、まず返さなければならぬけれどもというネガティブな要素から始まつて、こういうポジティブな要素があるから残してやつてもいいんじゃないか。ところがまた先に行つてどうかというネガティブとポジティブの両方が現われる。あるいはネガティブの要素が強いといふことでポジティブの要素が消されて行くといふやうなことになる。ちよつと表面上の形態だけではあまり差異がないやうでも、ある場合には許可になつたり、ある場合にはやはり帰つてもらおう、こういうことになるわけなんです。ございまして。その間にわれ／＼としまして、ことにこれは當然のことでございますが、いわゆる不公平なことのな

いように、えこひいきのないやうにわれわれとしては非常に注意いたしておるつもりでございます。責任はもちろん私がとるわけでございますが、たまたまこれは人情としましてやむを得ないのでございまして、話を聞きますとやはり情が移るわけでございます。これは気の毒だと思ふことが多いのであります。たまた／＼私が話を聞いて氣の毒だと思つたために在留を許可するといふことになつては、ほかの方にはなはだ申訳ないことでございますから、私が話を聞きました場合でも、必ず全課長の會議によつて、なるべく客觀的な意見に従ひまして処理して参つておるわけでございます。それであ

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

○中村説明員 補充ではございませんが、ちよつと在留許可の基準という問題は、刑事事件におきまして検事の起訴の基準それから裁判官の執行猶予の基準、これがどこにあるかといふのとまたつく同じやないかと思ふのです。といふのはいろいろの要素を考慮いたしますので、抽象的に申し上げれば本人の性格、年齢とか、日本における在日経歴、學歷、資産状況といふやうなものを考慮いたしますので、それをそれでどの程度に見るか申し上げると、言葉では表わせないでございますが、大体そういうやうな年齢が若いとか、つまりまた帰しても向うで生活ができるかできないかといふやうな点、それから性格につきましても、これがまじめな人であるかどうか。健康状況につきましても病弱であるかどうか

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常に非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常に非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常に非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常に非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

とから順次補充の御説明で、もつと具體化したいただけるかと思ひますが、實際の事情を申し上げますと、確かに非常に非常なボーダー・ラインのケースで、これはどつちにするかという頭をひねるケースもないではございませんが、私から先ほど申しました、置いてやつてもいい、やはりこれは帰さなければいけないという要素の組合せは、自然に各人の頭にきて参つておりました。確かに非常に困るケースもないではございませんが、大体はそういう基準で、全会一致とは申しかねますが、大体これは帰さなければいけない、これは許可していいなといふことはほぼ一致して行われておるといふのが實情でございます。あとちよつと中村課長から補充の説明をしていただくことがあつたら……。

であるか。あるいは在日経歴の長い点、かつて日本にいたことがある人であるかどうか。あるいは日本にその人の家族、親なり子供、妻、夫がいるかいないか。ある意味ではむしろその人たちの生活の本拠は日本にあるのかないのかという点、あらゆる要素をかみ合せて、先ほど局長が申し上げました通り、まず原則論としては帰つてもらうのであるけれども、こういう情状のある場合には、ということになるのではないかと。従いまして、その許可の基準を示せとおっしゃられましても、言葉ではちよつと申し上げかねる点がございます、これは決して不誠意で申し上げておるのではございませんで、申し上げる表わし方がないと言わなければならぬと思います。そしてここに基準1、2、3、4というような許可緩和の基準というものがござえますが、もちろんこれらの要素も考えたようなそれ以外の要素ももちろん入つておるわけでありまして。私どもとしてはこういうのを表面に出しておる場合に、この前も宮下次長が申し上げたかと思ひますが、こういう点はむしろ正規の面を考慮すべきものではないか、かように考へておるわけでありま

○中村説明員 現在中国人が百六十五名くらゐでございます。韓国人が七百六十四、五名でございます。

○辻(文)委員 そうすると、まだ千人には達していないわけでございます。大体あそこは約千人くらいに収容力があると思ひます。しかし今お話を伺つてのことからよく考えますと、私の知り得た知識と合致して、その程度でなければもつと収容しなければならぬという結論になりはせぬかと私は思ふ。たとえばわれ／＼が知らぬ範圍でももつと収容しなければならぬというようなことになるのじやないか、もしそう仮定いたしますれば、これはおそらく千人の収容力のあるところではちよつとむずかしい。そういう場合には、横浜なんか、皆さんのお立場からでも今あるところではだめだと思ふところがあると思います、あとでちよつと申し上げたいと思ひますが、大村だけを考えましても、あそこは非常に重要で、大きくて完備しております、一番いい収容所だと私は見せていたいた範圍では思ひますが、今申し上げるようなことになると、もし万一収容し得ない場合はどういう処置にお出になるか、これは局長の方に伺つた方がいいと思ひます。

○内田説明員 実はその問題はわれわれ自身が現在頭を悩ましておる問題でございます。それで先ほどの基準の問題と関連いたすのですが、実はわれわれができれば帰したいと思ひまして、もういつた事情のために、日韓間の交渉の開けるのを期待しつつ、やむを得ず一年の期限付と申しますか、条件の在留を認めていような例は決して少くございませぬ。しかしながら、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

○辻(文)委員 今浜松のお話が出て、私もそれは仄聞いたしておりましたけれども、その場合に、大村は御存じの通り娯楽場まで設けて、日本の政府がある金を使つて、一人に約一万幾らかは最低限度かかるのです。それにあふ／＼さしておつてはいかぬからというので、私は調べるときに、花村委員長にもおいでいただいたのですが、何かむしろなんかをやつてゐるというので、これをもちと機械でも購入してやらしたらどうか、そうすれば中がぢや／＼言わないで、仕事をさした上にいくらかそれでまぎれて、金もとれるのじやないかということをおつたくらいです。しかし浜松はやはり普通の刑罰、いわゆる法を犯した人たちを入れるというやうなところ

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

○辻(文)委員 今浜松のお話が出て、私もそれは仄聞いたしておりましたけれども、その場合に、大村は御存じの通り娯楽場まで設けて、日本の政府がある金を使つて、一人に約一万幾らかは最低限度かかるのです。それにあふ／＼さしておつてはいかぬからというので、私は調べるときに、花村委員長にもおいでいただいたのですが、何かむしろなんかをやつてゐるというので、これをもちと機械でも購入してやらしたらどうか、そうすれば中がぢや／＼言わないで、仕事をさした上にいくらかそれでまぎれて、金もとれるのじやないかということをおつたくらいです。しかし浜松はやはり普通の刑罰、いわゆる法を犯した人たちを入れるというやうなところ

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

そういう知つた人とか、あるいは交友のある人とか、あるいは交友のある人を通じて、何とか帰つた場合の受入れをうまくやつてもらえぬとか、そして帰ることを承知してもらえぬかというやうなことも個人的にも動いてみたのですが、なか／＼そう行きません。本人が、帰つたらおれは何をされるか知れぬということをおつた方が、中国でも、向うさんの政府自体が、中国でも、台湾政府でも、ごく特殊じやないのです、それをまだ受入れようとしなないので、御当局ではその後そういう受入れ態勢ができてゐるかどうか、これを承りたいたいと思ひます。そしてまたお話を申し上げたいと思ひます。

○中村説明員 中国關係を申し上げますと、台湾政府の方は、本人が自費出國をしたいという者につきましては、領事館を通じて入国許可の手続をいたしまして、大体一箇月ないし二箇月で入国許可が参ります。これによつて帰つておるようでございます。

それから韓国との關係につきましては、現在御承知のように先方としては密入国者は受取らぬと申してあります。十分に調査するといふ理由で受取つておらない状況でございます。これもまた自分が帰りたいといふ者については、手続を進めていような次第でございます。現在はさうな状況になつております。

中韓關係につきましては、これは外交交渉がございせんので、私どもとしてのものでございせんので、本人が何らかの手段によつて許可をとれば、私どもとしてはいいんではないか、ただ行く船、出て行く方法等に入管以外の問題もございせんので、具体

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

と、同時にわれ／＼といたしましては、いろいろ予算上の問題などもござえますが、今御承知のように韓国側ではいろいろな理由を申しておりますが、結局のところ引取らないという建前に立つておるものでございまして、端的に申し上げれば、現状が続く限りたまる一方ということになるわけでございます。そこで今申しましたように、日韓間の交渉の打開を期待しつつ、しかしながらそれが開けない場合に對する処置も相当考へております。これは今まだ準備中でございますが、浜松の刑務所の未決の分でしたか、何か一画割合に離れて別棟になつてゐるのがあるのだと申してございまして、それを臨時に収容所にいたさうと思ひまして、しかしそれには多少いろいろ準備がございますので、万一ある程度詰まると申して行けるような準備を現在いたしております。

化していない状況でございますが、実例としては、前回の引揚げの際に、引揚げと同時に自費出国という形で十六名と記憶しておりますが、帰っております。

それから香港関係につきましては、香港に家族がある場合には、向うから入国許可が得られて帰つた実例もございす。詳しい数字は覚えておりませんが、大体台湾に帰つた方が約六十名、香港に帰られた方が、数字は覚えておりませんが、十名前後と思つております。

○辻(文)委員 大体わかりましたけれども、今申し上げるように、香港なんかから来ております者に対しても、個人的に帰るといふことをやりますには、非常に至難に思われる点が多かつた。こういうことで苦勞いたしております。そうするとつきつき申し上げるうちに、だん／＼これが多くなる場合に、今申し上げるうちに、いつ帰すか、いつ帰れるようになるかわからぬ。いつまでも収容しておかなければならぬから、だん／＼ふえて来る。こういうことで、私は、日本の世論の上からいつてもそうなんです、どう取扱うかという一つの原則がなければならぬと思ふ。その場合に、局長あるいは中村課長から御説明願つたように、そういう審判の仕方の問題になると思ふ。その間隔つていいと思ふ者は何らかの保証を出す。こういう結論になると思ふ。従つて韓国人とか中国人、台湾人などの国籍による審判の体制というものが、必然的に考へられなければならぬと思ふのです。そういう意味の御考慮の点がどういうところにあるか、お伺いしたいと思ひます。

ます。

○内田説明員 先ほど申しました通り、この点はわれ／＼も非常に頭を悩ましておる問題でございます。その問題が非常につきつき行詰まる状態になりますれば、確かに何かの考慮を加へざるを得ないかと思つております。ただ今日まだはつきり申し上げる段階ではございせんが、日韓間の交渉全般の問題と離れまして、ただいま中村課長からも申し上げましたように、向うも、不法入国者は原則としては受取ると申しておるわけでございますが、ただい／＼な口実を設けまして、それを引延ばしておる。その根本が、向うの申しすところによりまして、大村のいわゆる長期にわたる拘禁というようなことを申しておるわけなのでございす。それで目下外務省の方ともい／＼打合せもしておりますし、われ／＼の内部でも、それじやどういう基準でどういふものをするかというようなこと、またその場合に原則ははたしてどうするかというようなことにつきまして、目下研究しておりますので、あるいは近い将来に、向うとしてもある程度のめ／＼のめると申しますのは、向うの言うことを全部受入れるという意味では毛頭ございせんけれども、向うの顔も立てような何らかの方法が見えられまして、送還が順調に開始されるかもしれない。かもしれないというよりは、もう少し強い意味で、そういうふうになることを期待しておる兆候が現在のところ見えて来ております。それをやつてみましてなにかつたのである、どうにもこうにもスムーズな送還というものが果し得ないという場合になりましたら、

これはお説のようにわれ／＼としても相当考え直さなければならぬと思つております。しかし現在のところは、まだそこまでは行つておりません。

○辻(文)委員 そこで少しつゞ込まなければならぬような形になつて来るのですが、大体お二人の御答弁で了解を得ておるようでございすけれども、最後までそういう世話をしている私どもも同志としては、考えられるのは、密入国者が、戦後の場合何かそこに一連の差別待遇が実情としてあるんじゃないかと考えられたり、あるいは密入国者が波打際で現行犯としてつかまつたものと、親とかさつきい／＼お話のうなことがあつた場合に、確かにそういうあつても、それがどうかされて、われ／＼が陳情を皆さんに申し上げた場合——こちらでも陳情申し上げるのには、個人的にも相当検討してからでなければ、責任がありますから、陳情申し上げないことにしておりますけれども、そんな場合に、当局は具体的なことがよくわからぬものだから、調べられるといつてもどこまでやられるか、きよう大抵の趣旨はわかつたんです、もう少し何かかなるんじやないかというところが考えられるんです。この点今後の局長の心構えと申しますか、くどいようですが、お聞きしたいと存じます。そういうことになりましたら、出入国管理令というものは現在のままでよろしいかということも考えられます。そういう場合に、この改正についてどう考えておられるか。もう一つ、これは私の調査と申しますか、灰闘と申しますか、本日ははつきり申し上げられる段階でないからそれを申し上げることは遠慮いたしますけれども、

そういう場合に同令の五十四条の三号にある法務大臣の特別許可という場合の基準はどんなものか、たとえば公安調査庁というふうなもの支持、ないしはわれ／＼が保証して、これが日本のためになるんだということである場合は、公安調査庁がやることですから、どんな人間であるか、どんな考え方を持っているかということは何の文句なしに在留を許したり、あるいは収容されたものを所収せたりするといふことはしないのかといふことを伺いたい。局長がおわかりでなかつたら、他の担当課長の方でもいいですが、お教えたいただきたいと思ひます。

○内田説明員 前段の方だけ私からお答え申し上げます。この入管の改正問題は、私が引継ぎました事項にも研究課題として入つております。私も今後この問題と取組まなければならぬと思つておりますが、はたして最近の機会に国会の方に提出いたすようになりましかどうか、まだ今日申し上げかねるわけでありす。

それから公安調査庁との関係につきましては、ひとつ中村課長から御説明願ひます。○中村説明員 密入国者の在留許可につきましては、各種のところから証明等が出て参ることがございます。しかし私どもとしては、いずれも情状につきましては、十分に裏づけと申しますか、単にある人がこう言つたからこれは間違いないというようには考へておりません。はなはだ失礼な申出でございす。公安調査庁であれ、警察であれあるいは議員の方でも、これはおれが保証するとおつしやつても、われわれとしては、もう一べんわれ／＼と

して自信のある資料を得なければやうていせん。ただ一応有力な者が、たとえば議員さんが保証しておられるなら間違いない、公安調査庁が間違いないと言ふなら、その点は間違いないであらうといふことには見ているわけでございます。無条件とかさういふことは一切申しません。

○辻(文)委員 それで大体私もわかりました。ここで申し上げておきたいのは、関連してどなたからか御質問があるかもしれないけれども、今後の国際関係の意味から申しましても、日本経済の自立から申しましても、各多面的の総合的の観点から、むろん食糧のない今日でありますから、むやみに無制限に入つて来てもらふことは、阻止しなければならぬことは絶対阻止しなければならぬでしょうし、絶対正規の手続をふんで来たことは断れないことは当然なんです。今後密入国といふことについては、十分警戒しなければならぬことは当然でありますけれども、現実には課長あたりの御答弁のように、これは日本のためにも害毒にならぬ、むしろプラスになる面がある、しかも本人もこちらに住んでおきたいという者に対しては、十分御同情ある措置をお願いしたいと思ひます。それから指紋の問題に移りますけれども、ここに一応資料をちょうだいしておりますが、なお反対者があつたり何かするようないと思ひます。これについて大体どういふように準備されておるかといふことを、ここにも書いてあるようでありますけれども、さらに教へていただければと思ひます。私

ら市町村でありますと、摩擦があるとかないとかいうことが重点になりますから、お伺いいたします。

が普通であります。一指指紋でこの指紋制度を実施するという制度はあまりないものであります。しかし私も市町村の窓口の困難と、一般の反対の多かつたことや、いろいろ研究しました結果、十指指紋が登録法上の偽造登録、虚偽登録あるいは二重登録その他を防止し得るという自信が二重指紋の指紋というところで御承認を願つて、一年延期して実施するということにしたのであります。これをもう少し詳しく申し上げます、従来十指指紋は、ゼロから九まで分類しまして、その番号の整理するのであります。一指指紋の場合には、私の今まで考えておりましたところでは、指紋をとる対象が四十万ばかりございまして、三百種類ばかりにわけまして、あとは姓名別その他の関係、年齢別の関係で一区切りができましたので、登録法上の偽造登録、虚偽登録、二重登録その他を防止できると思ひます。指紋がどうしても必要だということとは、この前の指紋の実施期間を一年延期するというものであります。したが、結局三年以内で改正したときもいろいろ御説明しましたが、何と申しましても二重登録、虚偽登録されま

常に不得策であるというので、その切にかえの実施の山が見えましてから、あとで、十一月ごろから指紋というところを積極的に外部にも宣伝して、啓蒙しようと思つております。切りかえそのものについては、今度の切りかえは、一昨年の法律改正によりまして、三年間の登録証明書有効期間を縮めて二年とし、登録法が施行されてから六箇月以内に切りかえることとしたために、今大量に切りかえが実施されている最中に、切りかえに対する反対が相当あると予想されるところに指紋を実施することを特に宣伝することはいかかと思つて控えておりますが、内部の事務といたしましては政令案も一応考え、予算もことは何とか得たいというところで考えております。ただお答えしたいことは、この政令案と省令案は私の管内で、局では見ていただいてありますけれども、ほんとうの案にすぎないのですから、そのつもりで……その内容を申し上げますと、大

警察署に出頭して届け出たという証明をもらふということになっておりますので、これも届け出れば拒否するわけに行かない、調べるわけに行かないというところになっておりますが、実情は一年間に再交付というのが一万五千くらいになっておるかと思ひますが、それが非常に登録証明書の悪用される原因になつておるようであります。これは実例も出ておりますが、紛失したと称してこれを他人に譲渡し、自分は再交付を受けるといふことになりまして、多少私も、いやがらせでもありますが、また交付を申請する方もこれについては反対もいたしませんので、再交付、引替交付は十指指紋、新規登録は一指指紋ということになりました。

指紋の実施の時期についての点でございますが、ことしの三月二十八日から実施するとすれば、切りかえの問題と指紋の問題がぶつかりますが、三十年代から実施するとしますれば、一指指紋というものは新規登録あるいは大量の建物を買収したものだそうである。その周囲の環境というものはなほたおもしろくないのです。こういうよう

〇豊島説明員 指紋の問題は、登録法が昭和二十七年四月二十八日に公布されまして、二回延期されまして、結局三十年の四月二十八日までで定める日から実施するということになつております。われ／＼事務当局といたしましては、法律にありますが通り、四月二十八日までで実施しようというところで準備を進めております。それにつきましては、今般の地方長官会議、知事会議に、法務大臣から、今度の切りかえの問題と並んで、来年の四月二十八日までで定める日に実施するということを表明しましたので、各地方府県の議会その他の会議におきましてこれを支持することになつて、私もその準備を進めております。これは府県を通じて、市町村の方にも伝わつております。ただ外部に出ておりますのは、三

〇辻(文)委員 大分長くなりましたけれども、実は去る七月の十日に当小委員会から、主として欧州人を収容する本邦唯一の収容所であるという横浜入国者収容所を視察いたして参りました。あの収容所の建物は元キヤパレーの建物を買収したものだそうである。その周囲の環境というものはなほたおもしろくないのです。こういうよう

〇辻(文)委員 よくわかりました。これは予算もないときですから、なるべく人間は少くしなければならぬということとは原則ですけれども、もう少し親

〇辻(文)委員 よくわかりました。これは予算もないときですから、なるべく人間は少くしなければならぬということとは原則ですけれども、もう少し親

〇辻(文)委員 よくわかりました。これは予算もないときですから、なるべく人間は少くしなければならぬということとは原則ですけれども、もう少し親

私も思うのですが、大蔵省とどうい
う御交渉をなすつておるか、その過程
をひとつお聞かせ願えればけっこうだ
と思います。

○武野説明員 七月十日においでいた
だきまして逐一御視察をいただきましたし
て、御同情ある御発言がありました。

ありがたく存する次第であります。ま
ずその川崎の土地につきましては、
七月三十一日に法務省の経理部長から
関東財務局長宛に国有財産の土地の無
償所管がえにつきまして一万坪を申請
したわけでございまして、これは現地
の横浜の財務局も関東財務局長の方も
非常に好意的に考えていただいております。
特に川崎市が非常に川崎市独自の
計画その他から相当難色を示してお
りましたことも事実でございますが、
私どもの前局長、次長、前三浦政務次
官、また現地のわれ／＼の代表も川崎
市長に累次お願いいたしまして交渉を
進めて参りました結果、去る二十一日
に三浦政務次官に対して川崎市長
は、もしこの川崎市の土地に建てると
いうのなら、国際的立場からいってば
な収容所を設置するならば反対はいた
しません、こういう条件で、この川崎
市長の異議もないものと考えておりま
す。土地もそのようにして一応具体的
に考慮に入れることができるならば、
今度は予算の問題でございますが、一
兆円のわく、その他のことを考えまし
て、ぜひとも最小限度、この程度とい
うものを私どもは算定いたしましたし
て、法務省といたしまして、入管の建物
として警備関係において最優位に考
えらうということにきまつておりま
す。その予算も、来年度、再来年度に
わけまして、来年度はいろ／＼の関係

から百名を収容する、そして職員も大
した増員の要求はしないというよう
なことで、建物の方の予算関係という
のも法務省としては上まで御了解を
得ておる状態でございます。来年度の予
算要求といたしましては八千三百万円
でございます。これは建物を建てる費
用でございます。若干維持費とか、ま
た初度調弁費というようなことはござ
いりますが、大した金額にはならない
と思ひますが、大体一億以下で来年度
の予算として計上してあります。われ
れの方といたしましては、御承知のよ
うにあのキャベリーの建物は、国際
的にも、また入つておる人たちに
はだ迷惑なわけでございまして、川崎
にできるような場合には、たとえは
籍別とか言葉の別、あるいは風俗、習
慣というようなことにも意を用いまし
て、できるだけはすかしくないものを
考えたい、こう思つております。

○辻(文)委員 当然当局は今の御答弁
のように御努力願つておると思ひま
すが、各委員の皆様も十分これはわか
りだと思ひますので、ぜひ協力して御
努力願ひたいと思ひます。ことに花村
委員長にはぜひそういうことが急速に
成りますように御努力くださること
を切にお願い申し上げます。

実はこれで質問を打ち切りますけれど
も、はなはだ細部のことで恐縮です
が、これは私の体験の上からいふと
中村課長にお伺ひしなければならぬと
思ふことは、大村の収容所のごとき
合、あるいは警備課の課長というよう
な人、そういうような人たちが、たと
えば本省から何日に出してもよろし
いというような指令が出た場合に、警備
課の方で意見書をつけなければならぬ

とか、その他の理由で長期にわたれば
一週間とか、早くても三日間、こうい
うものを警備課で、所長も向うに
おるような場合に、出さないというよ
うなことができるように、機構あるい
は規則がなつておるかをちよつと伺
いたいと思ひます。

○中村説明員 仮放免の権限は主任審
査官にございまして。従ひまして、大村
においては、大村の所長が主任審査官に
なつておられますので、大村の所長が仮
放免をいたすのであります。本省から
の一種のサセスチョンとでも申しま
すか、そういうような意味で、行政全
般の監督という意味で仮放免がいいの
ではないかというのを伝へるものでござ
いまして、結局権限は主任審査官に
ございまして、そういたしますと、その
仮放免の手続には本人から仮放免の願
い書を出させるとか、書面をつくる。
それについては仮放免についての警備
課の意見をつける。そしてそれによつ
て所長が仮放免を許可する。許可した
場合に、またそれによつて身柄の出し
入れ、領置品を出すとかいういろ／＼
な手続がございまして、即時に出る
というような場合もありましようし、
二、三日遅れるということもあり得る
のではないかと。それはもちろん主任審
査官が許可した以上、その日になるべ
く出すのが当然のことと思ひますが、
夜分にわたつたというような場合、む
しろ翌日の朝の方がいいのじやないか
という場合もございまして。

○辻(文)委員 私もほほそんなことと
心得ておりますが、実情において、そ
ういふ場合に意見書というものがまだ
今日もできない、明日もできないとい
うようなことで、——私はこういう公

開のときにまだ言う段階じやないと思
ひますけれども、一応やはり申上げて
おかなければならぬのは、そういう場
合に、所長の意見と警備担当主任の上
層の人の意見の相違というようなもの
が何らか生れるというような場合に
、どうしても警備課の方でそういう
ようなことが不賛成というやうな、こ
ういふ大きなことがあつた場合に、そ
ういふことができるかというところで
す。今日はただ課長に御意見を伺つて
いるのですから、あるいは私が今度帰
りまして実情調査をして——もつとひ
どいことが私に昨晩電話がかつて来
た。というのは、入所者がすべてそ
ういふことはわかつておつて、そこには
何ら妙なことが起らぬはずなのに——
但し今申し上げるのは速記をとつてお
きますから私はつきり申し上げてお
きますけれども、ただそういうことが
私に言われたというところで、私が実際
に調査しておりますから、その点は
前もつてお断り申し上げておきます
が、ひどい話が私の耳に入つて来てお
る。お前たちはそれでよろしいかとい
うようなことを、むしろ警備課のある
人が残つておる人に示唆をして、そ
うして何らかの姿で、騒動とまでは行
かぬでしょうけれども、不平を言わして
やるというやうなことがあるかに昨晩
私に電話がかかつて来た。だから考え
てみると、そういうやうなことでつた
から、私はどこに隠路があるか、ただ
それをここになぜ私が持ち出したかと
いうのは、この前病人の場合があつ
て、そうしてこちらからは出してよろ
しいというのを言つた。そのときに
ちやうど私も在郷中でしたから、向う
におりました。ところが警備課の方で

いろ／＼のことを言われて、ちやうど
二日あとに——これは具体的に申し上
げられますけれども、今日はちよつと
言えませんが、帰つてからはつきりや
うと思つております。こういう場合の
ことが、帰りましたから私が調査をす
る参考にもなると思ひます。本省の課
長が、むろんこれは局長の問題です
けれども、直接担当の課長であられる
から、課長がどういふやうな考へであ
るか聞いておれば、行き過ぎであれ
ば、行き過ぎのところが私からも言
えるだらうというやうな感じがいたし
ますので、私が言うのは、そういう妙
なことをせずに、やはりきれいに、収容
されておる者でも、勧告でも何でも同
じですけれども、われ／＼もできる
だけ、さつきるる申し上げたやうな
ことで、保証のでき、また間違ひのな
い、これは人間のやることですから、
朝から晩までつておられますが、そ
れについておる責任者にも十分責任を
持たしておられますけれども、どんな
一の誤りがないとは申し上げられませ
んが、少くともわれ／＼が保証できる
というやうな場合があればまたお願い
するやうな場合があるかもしれな
いけれども、その期間でも収容されて
いる者が妙なことを言つたり、騒いだ
りせぬやうにお願いをする。一方には
私どもは責任を持つて、ことに地元
に近らぬと思ひます。そういう意味
にお尋ねですから誤解のないよう
に、ひとつ御意見をさらに伺ひして
おいていただけたらけっこうであり
ます。

○中村説明員 病人等、仮放免する場
合、大村の場合におきましては、一応

局に對しまして善処方を強く要望申し上げる趣旨でありましたので、その意味の要望を申し上げた次第であるのであります。しかしながらその経過についてまだ詳細に御存じのない局長はそれといたしまして、かような審議の経過あるいは要望等については何らかの形式で当局のお考えを進んで、かような委員会の開催をまつまでもなくお示しをいただければ、まことに氣持のいい話であるところのであります。遺憾ながらそのこととはなかつたようであります。しかしながら本日いろいろと辻

と、おおもむねわれ／＼の企図いたして
おりますような、こういうことは、言
われるまでもなくすでに一つの基準と

して考えらるべきものであつて、すでにやつてゐるのだ、言うまでもないことだ。こういうふうな御趣旨であつたように存じます。たとえば局長の御意

見にありましたように、在来日本人であつた者の人国に際し、さらに永住を希望しておる者に対する処置方を十分配慮しなければならぬといつたような

お考え、あるいは中村警備課長のこれらの基準以外にも基準が考えられ、それは具体的事案に対しておのずから導いて来るけれども、大体はかようなこと

とは当然のことであるというような趣旨に承つておりますけれども、実は辻さんも触れましたように、寒賤問題になりますと、必ずしもそう行つてお

らない。これは事情があるのだ。こう
言われるのであらうと存じますけれ
ども、まずわれ／＼が考えてもこうい

う基澤が考えられます。その基澤といふものは、一応その他の事情を勘案い

たします場合に、相当これは根本的な問題として重要視してもらわなければならぬものを、よく言われます不法入国は波打際から帰すのだ、これは原則だ、ただ上つて来たからそこで審議しなければならぬから審議するものなのだが、いわばなるべくなら来たやつは全部帰してしまふ。事情はくむとはいひながら、実際上くむことはいないのだと考えておられるのじやないかというふうに向へると、これが問題として実はこの小委員会も生れ、かように当局の意見を伺つておる次第であるのであります。たとえば七月十四日の決議におきまして、終戦前に相当期間日本に居住しておる。戦争末期に強制疎開その他の事由によつて朝鮮あるいは台湾に、疎開その他の事情で帰つておりました者が、終戦後日本の旧居住に原状回復しようとするような場合、これは局長の触れた第一のものでありまして、これは問題ない程度のもので、そのケースだけでなか／＼受入れられておらないという事情、あるいは第二として掲げました現に日本に居住する夫婦、親子、兄弟、姉妹等近親関係の一方が他方を朝鮮、台湾から呼び寄せた、呼び寄せたと言わなくとも来しましたものを受入れることを承諾したという場合も同断でありまして、かようなものも、これを重要な事情、重要な条件として受取つておられないのではないかとこの取扱ひの結論をわれ／＼委員はなま／＼しく見せつけられておるといふことなんだ。あるいはその述べました一、二の事情が競合しておるような場合ももちろん多いのであります。中村課長は、かようなことは常識上基準的なものとして

一応考えられる、当然だといふふうにおつしやいますけれども、今言つたようなものは、あるいは後に申しますものについては比較的重視しておられるかもしれませんが、たとえば四に示しております日韓日台、日中関係の事業に従事している者、及び技術、芸術、学問研究を志望している者で相当の実績を収めておる場合といふようなことで、特殊目的をもつておるもの等に対するもの等は実際上重要視されておらないのではないかと、なか／＼くこれらの基準の条件に關連いたしまして、本人の人格的なもの、善良な市民であつて生活能力も有し、国内における自然犯的な犯罪等を犯したこともない、ことに日本人の信すべき、信用のある身元引受けのあるといつたような者も、これは実際にいってどれだけの価値を認められて審査の結論を出されておるのか、率直に言つて、私は多数の委員諸君が疑いを持つておるといふことを申上げたのです。箇に衣を着せていつまで行きましたも、同じことですから、思うだけのことをぶちまけて言ひますが問題はそのういふところにあると思つておる。たとえば相当期間日本に居住しておつた者が帰つて参りました事例、しかもその本人はある県の自動車運転手として働き、若い者でありましたために、終戦末期において応召しまして戦地に向つた。当時の日本を守るべく、外敵のたまの盾になつて働いた男なんだ。たまた／＼それがそのままつと帰つて来ずに、部隊長が、お前はもう第三国人になつたから朝鮮にとどまれといふので、たまた／＼朝鮮におつて、そのままいたといふ一事で、疎開どころの問題でなく、強制的

に送り出された。日本のしこの御盾となつた男が帰つて来て、これを帰つちやいけなと締め出している、御説明は当然のことのように考えられております。そのことが必ずしも受入れられておらないのであります。あるいはその他の事情を書いておりましたものに証明が足るとか足りないとかいつたようなものがあつたかもしれせんが、根本の問題は、日本人であつた者が、やむを得ない事情で、しかも日本国家の要請に基いて日本を離れた者が、帰つて来るものを帰さないといふ、そういうことであつて、波打際から帰すのだつたら、これはもう出入国管理令はいらないものだと思う。そこに事情あるものは許さなければならぬ。許すといふ建前において、特に丁重に、司法制度ではないと存じますけれども、一審、二審、三審といふようなことで、異議の申立てがあれば調べる。それ以外にも特別の事情があれば法務大臣はこれを許すといふような適当な手続が定められ、適当な制度があるにかかわらず、かような根本的なものがはねられておる。あるいは子供が朝鮮におつて母親が死んだので、父親を頼つて来た。ところがそれも帰すに留許可は許されません。一体そういう子供は帰つてはたして生きて行けるのか行けないのか、行ける行けぬは別にして、人心の大道からながめまして、父親を慕つて来ました者、その父親はかわい子子供を手元において育てたい。一緒に暮らしたいといふ熱意は、國境を越えた問題でありまして、すぐにわかる問題であり、これらのことが七月十四日の決議として緩和基準の第二にあげておるのであります

が、実際の問題についてそれが行われおとらぬといふことになりまして、今お答えになりましたようなことと實際は食い違つておる。それは事案がいろいろだからと言われるかもしれませんが、この根本の問題以外にどういふ事情があるならば、具体的の場合においてやむを得ずこれを不許可にしておられるのであります。か。管理令にあげてありますようなたくさん数があるんですが、そういうものは私らの知つた範圍でないものについて特に不許可になつておるのであります。法律の欠格事項といつたようなもの以外に、何か入国管理局ではお考えになつておるところがあるのじやないかと思うのであります。あるならばそれをひとつぶちまけていただきたいと思つておる。それが納得すべきことであればわれわれも納得するのでありますけれども、どうも具体的な事例の結果をながめておりますと納得ができないのであります。まず私はこの点をお伺ひしたいのであります。

○内田説明員 先ほど私申しましたとき、ちよつとその点触れませんでした。居住しましたが、まったく同じような態度であつても、確かに帰す場合がございまして。それは過去において少くともそうであつたのは、やはり波打際においでつかまつた、いわゆる現行犯的な場合でございまして、これは遺憾ながら非常に事情が気の毒でも帰すことに決定している例が相当多いと思ひます。と申しますのは、りくつはいろいろつけようがございまして、一旦入つてしまひまして、そこに親子あるいは夫婦の居住状態がある程度できてしまつておる。それを引裂くのはいかにも

気の毒じやないかといふことで、片一方ではそれを許している場合があり、片一方ではほとんど實際は同じであつても、これは本人にとつてははなはだ気の毒な話であります。波打際で、ことに集団密航して来てその集団密航で一緒につかまつてしまつた、こういうような場合には、それが許されたといふことになりまして、そのケースそのものは別といたしまして、そういうことは非常に早く伝わるのださうでございまして、密航といふものを結果にしておいてあたかも奨励するやうな結果になつてしまふ、これをわれ／＼の方としては非常に恐れておるわけであつて、現行犯でつかまつりました場合には、非常に本人に気の毒な場合でも不許可にいたしておる例がございまして、それからたとえば二の点でございしますが、夫婦、親子、兄弟、姉妹等の問題は、人道的に考えまして確かに非常に考慮しなければならぬとわれ／＼も思つております。たとえば申し上げますならば、ある一人の男がまずおる。そのときにいふ／＼な事情からその本人はやむを得ない、一応こつちに居住することを認めてやろう、しかし細君や子供を呼ぶことは困るぜといつて念を押しておる場合が少くないのでございまして。それでそれはど家族生活を一緒にしたいならば、あなたが帰つてもらいたい、奥さんや子供をこつちへ呼び寄せて家族生活をするとは困る、こういうやうな意味合いで、一人の男の居住を認めております場合には、遺憾ながらその細君なり子供なりが来た場合に、その在住を許可しないといふ場合が確かにございまして。ここにあげられておりますことは、われ／＼と

しては先ほどちよつと申しましたように一つのポジティブな、在留を許可してもよいのやないかという理由にわれわれはすでに考慮しておると信じておりますが、またそのほかにそれを打消すような要素があつた場合に、それであつても不許可になつておるといふような場合が確かにあると思ひますし、現在のところはそれもやむを得ないではなからうか、こう考へておるわけでありませう。

○林(信)委員 繰返すようであります、七月十四日の決議は尊重されておるながら、それを打消すような事情のある場合というようにあるものであります。それは一体どんな重要なことであるであらうか、それを伺ひたいと思ふのであります。一つはお述べになつた。波打際で、いわゆる現行犯的に捕えられた者はこれは帰してしまはなければいけません。しかしそれが波打際で発見せられずに、夫婦生活をし、親子生活をし、一つの既成事実になつておるときは情においてどうか、こゝ言われるのであります。これは議論でなくして、すぐだれも納得される問題であります。親子といふものは、親子のできたときに起る情愛であり、決してそれが家の下におるから、おらないからの情愛ではないと思ひます。現行犯でつかまつたからといつて、親が何にも知らないうちなら、それは父母の血をくんでおります子供だけは残念に思つて帰るかも知れません。しかしすでに不法入国して来たといふことで親が知りますれば、相互にその情はすでに起つておる。いな實際面になりますと、子供のやうな場合、女房の場合でも、古くから在留いたし

ております者は一生懸命になつて事情を証明し、なすべき手続はなして行くのであります。これは時の経過によつては私は異なるのじやないかと思ふのであります。しかしそれが異なるというなら、すぐわかつた者は悪いけれども一言葉の表現は悪いけれども、すぐわかつた者は悪いから帰してしまふ、うまうのがれて既成事実ができた、これはよい方になるのだ、これでは私は天下の大義というものは別で、きないのじやないか、こゝいうふうに思ひます。これは局長さんが今言われるだけでなく、そういうことを今まで言われておつたというのを私は伝え聞いておるのでありますけれども、これはどうかと思ふのであります。

それからもう一つ申し添へますが、波打際で現行犯を発見して、既成事実の起らぬやうな者は帰すのだ、それならその制度に早く切りかえてしまへばこれははつきりする。ところがそれになさらない。いな、そうすることは國家のためではない、あまりにも非人道的でありますので、今いろ／＼事情を審査されて、許すべき者は許す、ここまではよいと思ふのであります。でありますから、實際問題としてそういう者が事情によつて今まで許されて来ておるのですが、この問題を簡単にその言われてしまひますと、今までの事例を全部あげていたのだ、どういふ事情でよかつたのだと、こゝ言つていただかなければわれ／＼は納得できないのであります。現に今まで事情ある者は許されて来ておるのであります。現行犯で波打際でつかまつた者が必ずしも帰されてはいないのであります。それはよいと思ふのであります。その取扱ひの實際があまりにもほんとうの事実、真相に合致しておらないといふところに問題があると思ふのであります。しかしそれらの点についても、先刻局長さんは親心というか、人情味から事実を証明するのなら何らかの他の証明を加へろ、こゝいう御意見もつともであります。そういうものもいふんそろえて出してあります。が、幾らかの懸念を持たれる。それは人間です。懸念を持たれることもいいのです。懸念を持たれるならば、その懸念を右であるか左であるか、白であるか黒であるかというのを正確にめにするかと思へばさうじやない。ただ何となく信じられない、疑わしい、だからだめだ、こゝ扱われてゐるんじやないかと私は思ふ。なるほど現地の管理事務所で一応の調査もなさり、照会すべきものは警察署等に照会された書類が来ておるでしようが、さて本庁まで参りまして最後の断が下される時に、この点だけはもう一べん確かめてみたらという御親切がはたしてあつたであります。絶無ではないかも知れません。が、不敏にして私は知りません。先刻のやうな御意見でございいますならば、それだけのことを関係者に通じて調べて、ものははつきりして、許可、不許可をなさつたらいかがかと思ふのであります。繰返しますが、局長さんの言われるやうに、波打際の現行犯は全部いかぬといふことではなくて、實際はやつてもらつてゐるのですから、この気持を中心によつておられ、いけないところはどこであるのか、もう少しはつきりした考へがあり

ますならばお示しを願ひたいと思ひます。私の想像しておりますやうな、どうも事実がちよつと疑わしいとか、やや信ぜられないとかいふことではねになることは、不親切じやないかと思はれるのであります。が、實際上のお取扱ひはどういうふうにお考へになつてやつておられますか伺ひたいと思ひます。

○内田説明員 私は先ほど、波打際でつかまつた者は、原則として帰すのがわれ／＼の建前だといふことを申し上げましたので、確かにお説のやうに波打際でつかまつても許してゐるのがあることにはさうじやないか、こゝいうことに一応なるのでございしますが、その場合、波打際でつかまつて、表面上まつたと同じやうにお父さんを頼つて来ておるといふ例であります。その家族の子供を帰したときの影響、その結果がどうであるかとか、あるいはその呼び寄せてゐる本人の状況とかいふことも確かに勘案しておると存じます。それで、先ほどから繰返し申し上げますやうに、一応はいけないけれども、またこれは何かよい方の要素がありはせぬかといふことで、それを比較考へいたしました結果、また認めてやろうといふやうになつてゐる場合も確かにあるのじやないかと私も存じます。が、しからば具体的にお前はどうかといふときにそれはいかぬといひ、よいと言つておるのかといふことになりまして、先ほどから申し上げましたより以上具体的にちよつと申し上げかねるのでございしますが、呼び寄せてゐる親の方の事情、それから子供がかつて日本で育つた子供であつたかどうか、

あるいは本國の韓国における家族、親族の状況、そういうことによつてその原則がまたくつがえされる場合もあるのではなからうかと思ひます。

○中村説明員 二、三の考へ方を補足させていたしたいと思います。たとえば疎開という問題でございしますが、疎開あるいは帰國の時期、つまり終戦前に歸つたのか終戦後に歸つたのかといふこと、これはわれ／＼は調べられる限り調べてあります。と申しますのは、御承知と思ひますが、帰國といふことになりまして、終戦後に朝鮮の人たちは日本政府の引揚船で歸つてもらつた、何か帰國の手当も上げたといふやうなことがございしますが、残念ながら当時の混乱のためにその名簿が正確になつてゐないので、これは帰國であるか疎開であるかという調査がなかなかむずかしいのでございまして、一応は本人の話とある程度の疎明でそれを知る、また、朝鮮の動亂關係がございしますので、自分は母と歸つたが母が死んだと申し立てる、そういうものも、はたして母がなくなつたのかなくなつていないのか、実は私もにはわからぬのであります。これはいゝゆる心証とでも申しましようか、これで定める以外にはないのでございしますが、残念なことには私も何回もそれでだまされてゐると言つては語弊がございしますが、死んだといふ母親が入つて来た例がございしますし、夫が死んだといふことで片一方を許可すると、また今度は夫が入つて来る実例がございします、必ずしも母親が死んだ、夫が死んだといふことも信用できない、残念ながらこれは心証でめざるを得ないのであります。心証が得られないと

いうことになればたとえば向うにいる父親が死んだ、母親が死んだということとは考慮の範囲に入れないということできめざるを得ないのじやないか。信じる信じないの問題は、疏明資料がなない限りは何ともしようがない、ただ本人の申立て以外にはないわけでありますので、非常に困つた問題であります。たとえば、かつて手紙でも来ておつて、こちらの家族の人に、親類からその母親が死んだという通知があつたというようなことであればけっこうでございしますが、そういう点でなかなかかわかりにくいために、疏明資料のない者は、死んだのがほんとうらしいのになぜそういうふうに考えないのかとおつしやられても、私どもとしては考えられない場合もあり得るのじやないかと考えます。それからまた呼び寄せという問題になりますと、これは非常にブローカーが介在しております。ブローカーだけでは何と根絶やししたいと考えておりますが、ブローカーを通じてやつたのではないかと思われる者が、これはよいということになりますと、まず「ブローカーを繁昌せしめる結果にもなると思ひます。これもわかる問題ではありませんので、心証で、どうもブローカーがいるらしい」ということになりましたと、やはり悪い例になりがちなのでございします。また、一般論として申し上げますと、一問題でございしますが、終戦後、前にこちらにおつてその後に戻つて来た者はみなよいのじやないか、これだけさえあれば全部許したらどうかというお話でございしますけれども、これ全部を許すということになれば、現在さようなケースの人が、数字はわかりませんが、

おそらく方は越えるのではないかと思
うのでございます。かような人たちが、
正規な手続で日本に入りたいという
パスポートで入国許可を申請したと
しても入れてない現状でございますの
で、さような者は全部入れるのだ、一
万なり二万なりの帰つた人たちは全部
いいんだという結論が出れば別問題と
思いますが、現に正規な面では、かよ
うな人は全部申請しても、先ほど局長
が申し上げた通り、一緒にになりたいの
なら帰つたらどうかという線を維持し
ているわけでございます。こういう事
柄の人は、許可する条件に入るとい
うことは申し上げることができるとは思
いますけれども、この一項の理由だけ
で許すというわけにはいかないのでは
ないか。そのほかいろいろと、先ほ
ど申し上げた通り小さい子供だとか、
あるいは日本にいる家族の人が相当資
産も信用もある人だとか、さようない
ろいろな事情、つまりこの一項だけの
理由でなくて、その他年齢とか健康状
態等いろいろな条件を入れて初めて許
可になるのではないか、その程度でな
ければ、今一項だけをすぐそのままの
むことはむずかしいのではないか、か
ように考えているわけであります。

○林(信)委員　もちろん私申し上げる
までもなく、入つて来ました者を区別
することなくこの決議のような条件で
あればみんな入れなければならぬ、こ
ういうふうに申し上げておるわけじゃ
ありません。それ以外の懸念な者はも
ちろん、これらの条件をバック・ポー
ンとする者といたしましても、特に事
情ある者、基本的なものには――基本
とか基準とか条件とかいふものは考へ
られないといひますけれども、私から

申し上げるまでもございませんが、執行猶予にしましたつて、条件はあるし、犯罪の情状酌量すべき者もいるわけなんです。起訴猶予にするのも、やはりこういつたものに準拠した大体のものはあるわけです。実際の事案を取扱つて来られました皆さんの間では、すでにその経験率からいたしまして、ある程度のものが生れて来ておると思う。しかし、それを存じないわれ／＼としては、特に取上げて人情的に考えて、あまりかわいそうじやないか、常識から考えてあまり当然じやないかというものがはねられておるといふ点について疑問を持ちまするがゆえに、何かそのほかのものがあるのじやないか、こうお聞きしたくなつておるのであります。そこで伺いまするが、母親が死んで、日本に父親がおるからといって、幼い子供、あるいは非常な老人が、たよつて来た場合に、母親が生きておるかわからない。これは、しいて懸念を持たなくたつて、特別にその事実を証明するものがなければ、だれも一応は疑う。そうすると、その証明がなければ、全然だめだということと同じになつてしまいますが、それでも人情上よろしゅうございますか。子供たちはおつかちやんが死んじやつた。風のたよりにおとちやんがここにいるからといつて知らせしてくれた者があるので、たよつてやつて来たという。の死んだということは子供たちが言つたことを一応信じなければならぬ。死なないということの方が、むしろこれは疑うだけで根拠は何もないと思うのですが、それでも私はだまされるなかなら、一べんだまされてやるべきじやないか。もしもそれがだまされたのでないか。

くて、ほんとうだつたらどうなるか。これは国内政治といえますか、日本の裁判面なんかで、間違つてたまされ、九十九人の有罪の人を放つても、一人の無罪の人を罰してはいけないと言います。これは格言ですから、實際問題になると、そんなばかなことはないと考えるかも知れませんが、これは考えなければならぬ問題だと思ふ。それを第六感か何かで、どうも怪しいというだけではねますと、だますのでなくて、真実の場合があつたとするならば——するならばでなくて、確かにある、その場合において、私は非常に非人情的になると思ふ。それは事実が証明された場合に許しておるということと比較いたしまして、あの場合は許し、この場合は許さなかつた——事実と同じであります。ただこつちがピンと来たら求まないかで、そうなるのでありますから、私は無理な場合ができると思ふ。むしろ、そういう場合に、どうしても許すことが困難であるならば、仮放免の制度であるとか、あるいは条件付に許可をするという制度を新しくつくるとか、何とか考へてやらないと、あまりに簡單明瞭に右か左か、白か黒かをきめ過ぎると、私はどうかと思ふのです。これは議論になるか、あるいは意見の違いかも知れません。御意思はわかりましたが、私はそう思ひます。

そこで具体的な場合ですが、先刻ちよつと触れましたが、ある若い者が兵隊に行つたということは証明されておる。また係官の方におきましてもお認めになつておる場合、終戦後や日がたつて帰つた者は、許さるべきでありましょうか。許されざるべきであります。

しよ。か。断つておきますが、その他の悪い条件はないいたします。これは具体的事例でなく仮定であります。仮定的に、ある青年が日本において応召しまして、戦地に行った。そうして終戦になって、何かの事情によつて、ただちに日本に帰来しなかつた。しかし今日に至つて帰つてきたいという場合は、これは許さるべきでありましようか。許されざるべきでありましようか。

○内田説明員 私はここで結論的に許されるか許されないかというのを、ちよつと申し上げかねますが、ここに、ほかの不利な要素が、全然ないといたしますれば、本人にとつて許されるための非常にいい一条件であると考えます。

○林(信)委員 もう一つ伺つておきますが、先刻来問題になつておりますやうな母親の死亡の場合であります。かりにここに三人の子供が父親をたよつて参つたといたします。そうした場合にその三人は、朝鮮ではもう生活ができないので父親をたよつて来たといたします。そういう場合に、その他の悪条件、たとえば父が非常に不信用である、あるいは資産がない、あるいは昔から日本にいた者でないというやうな特殊の悪い条件、いな常識的にも悪条件と思われるものがない場合は、これは許さるべきでありましようか。及びその三人の子供のうち一人が、波打際からいずれかへ行方不明になつたといたします。そういうことは、この二人の在留許可の許可不許可に關係を持つ事柄でありましようか。そうでないのでありましようか。關係のあるなし、そういう仮定をいたしまして、そ

ういう事実の場合をどういうふうになさるお考えでありましょうか。

○内田説明員 たいだいまの御質問の例は、これも仮定で申し上げますならば、確かに許されるべきであるという結論の一条件であろうと存じます。おそらく、それと類似のケース——あるいはそのケースを指しておるのかどうか存じませんが、その類似のケースの場合は、たしか波打際で集団的につかまつたケースだと思えます。一人確かに逃げ込んだのでございますが、船に同乗して来た者はほとんど全部一括してつかまつてしまつた。その中に今のような子供がおつて、その子供の兄弟を指しておるのだといはしますれば、先ほど申し上げましたように、本人たちには、はなはだお気の毒でございませうが、中村課長も申しましたように、集団密航で、いかにもそこにブローカーが介在してやつておるのじやなからうかという推定が、非常に強く出ておつたんじゃないかと思ひます。まさういふ場合に、その一部を認めまして、一部を帰すということは非常に困難でございませうので、本人たちには非常にお気の毒でも、一括して認めないことにしようということになつたように、私記憶いたしておりますが、理由は多分そういうところにあつたと存じます。

○林(信)委員 本日はあまり多くの時間を費さず大休われの／＼の考えておることを当局においても了承賜つたかと存じますから、あとは御迷惑でもブライヴエートな意見の交換でも願ひたいと存じます。

私今までお尋ねしておつて、率直に

申しまして局長さんのお考えは、私たちの考えとそう遠くないように存じます。きような点からもそう思ひます。が、そうでなくてもたび／＼申しますように、今まで少しから過ぎない、から過ぎるということでもなくとも、どうも親切なところまではまだ行つておらないと存じます。局長さんの来られたこの機会にひとつ皆さんと御懇談を願ひまして、当然のことでありすがよくお聞きくだすつて、ひとつ親切な手続にしたいだきたい。辻さんも言ひましたが、われ／＼関係したからそれを信じるというやうな僭越な考えは全然持つておりません。ただこいうことなんだから、君これはどうだと言つていただければ、これはお互いにその関係の申請している者の利益でなくて、口幅つたいことですが、いなやをきめることに御協力申し上げたわけなんです。どうぞ十分その辺の御調査を願つて、もし私らと同感のところがありましたならば、十分その辺を強調願うやう希望申し上げます、時間の関係もございませうので本日は一応これで終ります。

○佐瀬委員長代理 他に御質疑はございませうか——なければ本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

昭和二十九年九月六日印刷

昭和二十九年九月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局